

（健Ⅱ152F）
令和２年６月１日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び
就業制限の取扱いについて」の一部改正等について

今般、感染症法における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院等の取扱いの一部を改正し、５月２９日より適用する旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の通知がなされましたのでご連絡申し上げます。

本改正による退院基準は以下のとおりであり、これに伴い、宿泊療養及び自宅療養の解除の考え方についても改正され、事務連絡がなされておりますので併せてお送りいたします。

①発症日から１４日間経過し、かつ、症状軽快後７２時間経過した場合
②発症日から１０日経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後２４時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した２４時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

また、無症状病原体保有者については、発症日から１４日間経過した場合に、退院の基準を満たすものとする。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。
※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会ＨＰ（以下 URL 参照）に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。
http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

